

(参考) 個人情報の種類(管理形態)と適用される義務の区分

○ 個人情報の種類(管理形態)

個人情報(法第2条第1項:GL第2条第1号)

例: 記入済みアンケート用紙

検索できるよう
体系的に整理

個人データ

(法第2条第4項:GL第2条第3号)

例: 委託を受けて処理しているデータ

事業者が6ヶ月を超えて保
有し、開示、訂正、利用停
止などの権限を有するもの

保有個人データ

(法第2条第5項:GL第2条第4号)

例: 顧客データ、自社の従業員データ

○ 個人情報取扱事業者の義務

- ・ 利用目的の特定 (法第15条:GL第4条)
- ・ 利用目的による制限 (法第16条:GL第5条)
- ・ 適正な取得 (法第17条:GL第6条)
- ・ 取得に際しての利用目的の通知等
(法第18条:GL第7条)
- ・ 苦情の処理(法第31条:GL第21条)

- ・ データ内容の正確性の確保
(法第19条:GL第4条)
- ・ 安全管理措置 (法第20条:GL第9条)
- ・ 従業者の監督 (法第21条:GL第10条)
- ・ 委託先の監督 (法第22条:GL第11条)
- ・ 第三者提供の制限 (法第23条:GL第13条)

- ・ 保有個人データに関する事項の公表等
(法第24条:GL第14条)
- ・ 開示 (法第25条:GL第15条)
- ・ 訂正等 (法第26条:GL第16条)
- ・ 利用停止等 (法第27条:GL第17条)
- ・ 保有個人データについて措置をとらない場合等の理由の説明(法第28条:GL第18条)
- ・ 保有個人データに関する開示等の手続
(法第29条:GL第19条)
- ・ 手数料 (法第30条:GL第20条)

※ 図中の「法」は個人情報の保護に関する法律を、「GL」は信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインをいう。